

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に伴う経過措置を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第1条第1項第5号に掲げる規定の施行に伴い必要な経過措置を定める。

2 規則の概要

(1) 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例によることとする。

(2) 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例によることとする。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする(2)を除き、平成25年1月1日とする。